

常勤換算方法及び勤務形態一覧表について

障害福祉課 管理・指定グループ

1. 常勤換算を行う際の常勤職員の取り扱いについて

各事業所において「常勤」として雇用されている従業者の中に、シフト勤務の都合等により1か月の勤務時間が他と異なる従業者がいる場合でも、「常勤」の従業者は常に常勤換算「1」として扱うこととします。

ただし、常勤換算の計算を行う際には、当該月において最も長く働く常勤従業者の勤務時間を採用して計算することとしますので、注意してください。

具体的な計算方法は、別紙の【注1】を参照してください。

例：常勤従業者の週の勤務時間が40時間で、シフト勤務を採用している場合

従業者	雇用形態	週の勤務時間	1か月の勤務時間	常勤換算
生活支援員A	常勤	40時間	152時間	1
生活支援員B	常勤	40時間	160時間	1
生活支援員C	常勤	40時間	168時間	1
生活支援員D	非常勤	38時間	152時間	0.9※

※ $152 \text{ 時間} \div 168 \text{ 時間} = 0.904\dots$ 小数点以下第2位を切り捨てて 0.9

2. 変形労働時間制を採用している事業所の労働時間について

1か月単位の変形労働時間制を採用している事業所で、法定の上限を超えて1か月の労働時間を設定している事業所が散見されます。

例：4月1日～4月30日に常勤職員が勤務すべき時間数 176時間←誤り

5月1日～5月31日に常勤職員が勤務すべき時間数 184時間←誤り

1か月単位の変形労働時間制を採用する場合、対象期間中の労働時間は以下の式で計算した上限時間以下となりますので、注意してください。

$$\text{上限時間} = \text{1週間の労働時間} \times \frac{\text{対象期間の暦日数}}{\text{1週間の日数}}$$

例：4月1日～4月30日の期間の上限時間

$$40 \text{ 時間} \times \frac{30 \text{ 日}}{7 \text{ 日}} = 171.42\dots \rightarrow \text{小数点以下第2位を切り捨てて } 171.4 \text{ 時間}$$

変形労働時間制の対象期間が1か月の場合の上限時間				
週の法定労働時間	月の暦日数			
	31日	30日	29日	28日
40時間	177.1時間	171.4時間	165.7時間	160時間

3. 共同生活援助事業所における夜間支援体制について

(1) 夜勤を行う場合（介護サービス包括型及び日中サービス支援型）

勤務形態一覧表の夜勤・宿直勤務表には、当該事業所の夜間及び深夜の時間帯における休憩時間を除いた実労働時間を数字で記入してください。

また、サービス提供時間帯（夜間及び深夜の時間帯以外）に勤務し、夜間及び深夜の時間帯にも夜勤を行う従業者がいる場合、当該従業者の勤務時間の合計は常勤職員が勤務すべき時間数以内でなければならないので、注意してください。

(2) 宿直を行う場合（介護サービス包括型）

勤務形態一覧表の夜勤・宿直勤務表には、宿直が行われる日に○印を記入してください。

宿直業務の時間帯は労働時間の適用が除外されるため、サービス提供時間帯（夜間及び深夜の時間帯以外）で法定労働時間まで勤務している従業者でも宿直することが可能です。

ただし、宿直を実施するためには労働基準監督署長の許可を受ける必要がありますので、適切に対応してください。

※（1）（2）の具体的な記入方法等は、別紙の【注2】【注3】を参照してください。